

「職場でのマタニティマーク表示パソコン壁紙支援普及制度」 制度要綱及び利用規定

オフィスタ(運営:日本プランニング株式会社)

(目的)

第1条 本制度は、健やか親子 21 推進検討会の著作物であるマタニティマークを職場内での利用且つ費用負担なく配布し、妊婦であることを職場内に設置されるパソコンを通じて周囲に表示および情報提供をすることにより、妊婦労働者の働きやすい環境整備と周囲の理解、協力配慮の向上を図り、同時に組織内での次世代に向けた労働環境整備のために役職員一人一人に求められる普及啓発、自己啓発の促進に資するため、オフィスタの女性の就労雇用支援及び育児中女性の就労雇用支援に係る職場環境整備の普及促進の一環として運用することを目的とする。

21 世紀の母子保健分野の国民運動計画である「健やか親子 21」では、その課題の一つに「妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保」を挙げています。この課題の達成のためには、妊産婦に対して理解のある地域環境や職場環境の実現、受動喫煙の防止、各種交通機関における優先的な席の確保等について、国民、関係機関、企業、地方公共団体、国がそれぞれの立場から取り組むことが重要であり、とりわけ妊娠初期には外見からは妊娠していることが分かりづらいことから、周囲からの理解が得られにくいという声も聞かれるなど、さらなる取組が必要とされています。

こうした課題の解決に向けて、マタニティマークを妊産婦に役立てていただくとともに、妊産婦に対する気遣いなど、やさしい環境づくりに関して広く国民の関心を喚起するとともに妊産婦にやさしい環境づくりを推進ください。

(抜粋：健やか親子 21 推進検討会)

(制度の名称)

第2条 本制度は、「職場でのマタニティマーク表示パソコン壁紙支援普及制度」と称する。

(用語の定義)

第3条 本制度並びに利用規定において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 オフィスタ 日本プランニング株式会社が運営する女性雇用支援、育児雇用支援のためのサービス事業の総称をいう。
- 二 マタニティマーク 健やか親子 21 推進検討会（事務局：厚生労働省 雇用均等・児童家庭局母子保健課）の定める妊産婦を表示する規格マークをいう。
- 三 官公庁 省庁、都道府県、市町村等の行政機関をいう。
- 四 オフィスタのホームページ オフィスタが有し管理するインターネット上のホームページをいう。（<http://www.offista.com/>）
- 五 壁紙表示マーク マタニティマークを利用したパソコン用の壁紙データでオフィスタが作成したものをいう。
- 六 壁紙表示データ交付者 壁紙表示マークを作成し申請者へ交付する者

- 七 壁紙表示データ配布者 交付者から壁紙表示マークの交付を受け妊婦等対象者へ配布する者
- 八 壁紙表示データ使用者 交付者又は配布者から壁紙表示マークの配布を受け使用する妊産婦
- 九 申請者 壁紙表示データ交付者より壁紙表示マークの取得を希望する者。申請のない者も含む。

(本制度の対象者)

第4条 本制度の対象者は以下の者とする。

- (1) 職場の雇用環境整備に努める企業・団体等関係者
- (2) 妊娠中且つ就労中の者
- (3) 上記以外で本制度の趣旨に賛同し普及啓発に努める者又は普及啓発のために利用しようとする者

(マタニティマークの作成)

第5条 マタニティマークの作成及び管理は、健やか親子 21 推進検討会（事務局：厚生労働省 雇用均等・児童家庭局母子保健課）が行う。

- 2 マタニティマークの著作権も前項検討会にて所有する。
- 3 マタニティマークの使用、利用、運用については前項著作権者の定めに準じるものとする。
- 4 オフィスタは本制度の運用にあたり、事前に健やか親子 21 推進検討会（事務局：厚生労働省 雇用均等・児童家庭局母子保健課）へマタニティマークの本制度に係る使用申請を行わなければならない。申請書の写しを本制度要綱及び利用規定の別紙として添付するとともに、オフィスタのホームページ等にて公表しなければならない。

(壁紙表示データの作成者及び提供)

第6条 マタニティマークを使用したパソコン壁紙用のデータ（以下、「壁紙表示データ」という。）はオフィスタが作成する。マタニティマークを使用し、コメントの入った画像用データを作成するものとし、オフィスタのホームページを通じて申請者に提供するものとする。

(壁紙表示データの様式)

第7条 壁紙表示データの様式は別記による。

(壁紙表示データの交付の対象となる者)

第8条 壁紙表示データの交付の対象となる者は、第4条において本制度の対象とした者のうち、以下の者とする。

- (1) 職場の雇用環境整備に努める企業・団体等関係者
 - イ. 企業・団体等の組織の責任者
 - ロ. 企業・団体等の組織の人事総務担当部局担当者で、組織内での配布を目的とする者
 - ハ. 企業・団体等の組織の管理職等の責務にある者で、部課内での配布を目的とする者

ニ. 企業・団体等の組織に属する者で、同組織内に妊婦の存在を知り雇用環境整備のために配布を目的とする者

(2) 妊娠中且つ就労中の者

イ. 現在妊娠中で且つ企業・団体等の組織に属し就労する者

ロ. 将来的な妊娠時且つ就労に備えて壁紙表示データの取得を目的とする者

(3) 上記以外で本制度の趣旨に賛同し普及啓発に努める者又は普及啓発のために利用しようとする者

(壁紙表示データの交付の申請者)

第9条 壁紙表示データの交付の申請者は、前条の意思を有する者又は意思を有する者より指示を受けて取得手続きを行う者とし、原則申請書へ記載の上、オフィスタへ申請するものとする。

2 壁紙表示データの取得は原則インターネットを通じて申請者が取得するものとする。

(壁紙表示データ交付者)

第10条 壁紙表示データ交付者はオフィスタとする。第8条で対象者とした者からの申請又は取得行為があった場合にはこれを拒まないものとする。

(壁紙表示データの交付)

第11条 壁紙表示データ交付者は、オフィスタのホームページより申請者が取得できるようにしなければならず、原則インターネットを通じて申請者に交付するものとする。

(壁紙表示データ交付及び配布に係る費用負担)

第12条 壁紙表示データ交付者は、交付時又は交付後に、申請者に壁紙表示データの交付に係る費用の負担を求めることはできないものとする。

2 壁紙表示マーク交付者は、やむを得ずインターネット以外の交付方法により、郵送又は宅急便等の利用にて交付する場合、係る送料及び附随する諸経費を申請者に請求することができる。

3 壁紙表示データ配布者は、取得した壁紙表示データの配布に係る費用の負担をいかなる場合においても一切求めることはできない。

4 壁紙表示データ配布者が壁紙表示使用者へ壁紙表示データを配布する際には、本制度及び利用規定を説明又は配布することにより周知しなければならない。

(壁紙表示データのパソコン等への設定方法)

第13条 壁紙表示データの交付又は配布を受けた使用者は、職場内のパソコン等の壁紙として表示するための設定をしなければならない。設定方法はオフィスタのホームページ等にて公開するものとする。なお、壁紙表示データの設定に際して機器に不具合等が発生した場合においてオフィスタはその責を一切負わないものとする。

(壁紙表示データの有効期間)

第14条 壁紙表示データの有効期間は、原則として定めない。但し、著作権者の意向によりマタニティマークの効力を有しない状況が発生した場合は、これをもって有効期間満了とする。

(壁紙表示データの改変の際の交付申請)

第15条 壁紙表示データの交付を受けた者がデータの改変等の申請を行う場合には、改めて交付者に改変事項を添えて交付を申請しなければならない。この場合の交付の申請手続き等は前条までと同様とする。但し、改変できるのはマタニティマークを除く以外の部分に限られる。また、壁紙表示マーク交付者は、受理した改変申請が認められないと判断するときはこれを拒むことができる。

(壁紙表示データの使用)

第16条 壁紙表示データの交付又は配布を受けた使用者は、原則として職場内パソコンの背景壁紙としての使用に限り、表示することができる。また、壁紙表示データを本制度の利用目的の周知のために当該組織のホームページ又は印刷物等に掲載することができるものとする。この場合には壁紙表示データ配布者又は壁紙表示データ使用者のいずれかがオフィスタに事前に掲載の目的及び周知方法等を報告し許可を得るものとする。

2 壁紙表示データ使用者が組織内のパソコンの壁紙として使用しようとする場合、該当するパソコン機器等が組織所有の備品であるかどうかにかかわらず、上長又は責任者の許可を得て使用しなければならない。

3 壁紙表示データ配布者が組織内の妊婦等対象者へ使用を促す場合、当該対象者へ事前に許可又は了承を得たうえで使用させなければならない。

(報告及び調査)

第17条 壁紙表示データ交付者は、壁紙表示データの交付に関して必要があると認めるときは、交付を受けた者に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 前項にて交付者が得た報告又は資料は官公庁への報告及び提出、又はオフィスタにて公開する場合がある。

(交付の取消し及び使用の禁止)

第18条 壁紙表示データ交付者は、壁紙表示データの交付を受けた者が、次のいずれかに該当する場合には、その交付を取り消し及び使用禁止を命ずることができる。壁紙表示データ配布者並びに壁紙表示データ使用者は壁紙表示データ交付者より指示を受けた場合にはデータの削除又は使用を禁止しなければならない。

(1) 壁紙表示データの配布に際して金銭授受行為を行った場合。

(2) 偽りその他不正な手段により壁紙表示データの交付を受けたことが判明した場合。

(3) 壁紙表示データ交付者への報告及び申請なく壁紙表示データを著しく改ざん又は改変を行った場合。

- (4) 正当な理由が無く、本制度要綱、利用規定に反した行為をした場合。
- (5) 壁紙表示データの配布及び使用にあたって不誠実な行為を行った場合。

(守秘義務)

第19条 壁紙表示データ交付者及び壁紙表示データの配布に関係した者は、その行為上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。ただし、壁紙表示データ申請者又は壁紙表示データ使用者の了解を得た場合を除く。

(罰則及び免責事項)

第20条 壁紙表示データ配布者及び壁紙表示データ使用者はその利用において本制度並びに利用規定に反した行為をした場合は関係法令等に基づき罰せられる。

- 2 マタニティマークを改変した者は、著作権者より関係法令に基づき罰せられる場合がある。
- 3 壁紙表示データの交付時及び交付後に発生した問題事項に関して、オフィスタは一切の責任を負わないものとする。

(本制度の終了)

第21条 本制度はオフィスタの判断により終了することができる。その際は30日の期間をもって予めオフィスタのホームページ等にて告知しなければならない。

(了解事項)

第22条 壁紙表示データの交付を受ける者及び配布する者は、オフィスタのホームページよりデータを取得した時点をもって本制度要綱及び利用規定に同意したものとみなす。

- 2 壁紙表示データを使用する者は、データを使用する時点をもって本制度要綱及び利用規定に同意したものとみなす。

附則

- 1 本制度は、平成23年2月1日から施行する。
- 2 本利用規定は、平成23年2月1日から施行する。

別記(制度要綱及び利用規定第7条に基づく記載)

壁紙表示マークの様式

データ形式：JPEG 形式

大きさ：645×667

サイズ：192KB

【留意事項】

マタニティマークは一切の改変を行うことはできません。

マーク周囲のコメントはオフィスタの許可を得て修正することが可能です。

マタニティマークの使用目的趣旨以外の利用は原則できません。

広告及び企業名等の営利目的及び営利に附随する記載は一切できません。

マタニティマークの利用・使用の詳細については「健やか親子 21 推進検討会（事務局：厚生労働省 雇用均等・児童家庭局母子保健課）」までお問い合わせください。

このパソコンに座っている職員は妊婦さんです
妊婦さんにやさしい職場環境の整備にご協力ください



壁紙表示マークの例（サンプル）



職場でのパソコン壁紙として使用した際の例（イメージ）